

原子力規制委員会第2期中期目標の改正

令和5年1月18日
原 子 力 規 制 庁

1. 趣旨

本議題は原子力規制委員会第2期中期目標（以下「中期目標」という。）の改正の決定について付議するものである。

2. 経緯

令和4年10月26日に開催された第47回原子力規制委員会において、今後の原子力規制委員会の運営についての討議が行われ、別添2のとおり意見があつた。また、討議の最後に委員長から事務局に対し、中期目標の改正の指示があつた。

3. 中期目標改正案について

別添2を踏まえ、中期目標に①新たに取り組むもの、②取組上の工夫を要するものを記述する方針で、別添1のとおり中期目標の改正案を作成したので、決定いただきたい。

<資料一覧>

別添1 「原子力規制委員会第2期中期目標」の改正について

別添2 第47回原子力規制委員会（令和4年10月26日開催）における主な意見

別添3 「原子力規制委員会第2期中期目標」の改正について（主な改正箇所の説明）

(案)

制定 令和 2 年 2 月 5 日 原規総発第 2002051 号 原子力規制委員会決定
改正 令和 年 月 日 原規総発第 号 原子力規制委員会決定

原子力規制委員会マネジメント規程（原規総発第 1912181 号（令和元年 12 月 18 日原子力規制委員会決定））第 13 条の規定に基づき、原子力規制委員会第 2 期中期目標を次のように定める。

令和 年 月 日

原子力規制委員会

「原子力規制委員会第 2 期中期目標」の改正について

原子力規制委員会は、「原子力規制委員会第 2 期中期目標」の全部を別添のとおり改正する。

原子力規制委員会
第2期中期目標

令和2年2月制定
令和5年 月改正
原子力規制委員会

前文

原子力規制委員会では、業務の継続的な改善を図り、原子力規制行政への信頼の向上につなげるため、平成 26 年 10 月から原子力規制委員会マネジメント規程（令和元年 12 月 18 日原規総発第 1912181 号）に基づき、組織の運営管理に関する統合的なマネジメントシステムを運用している。

マネジメントシステムでは、組織内のマネジメントを効果的・効率的に行う観点から、原子力規制委員会の多岐にわたる施策を体系化し、それらの方向性やプライオリティを示すものとして 5 年毎に中期目標を定め、更に当該中期目標を達成するための原子力規制委員会年度業務計画を毎年度定めることによって、業務の目標を具体化している。そして、その実施結果を評価することで、継続的に業務の PDCA サイクル¹を回している。

第 2 期中期目標は、2020 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日までの 5 か年を中期目標期間として制定された。第 2 期中期目標が制定された当時、当該中期目標期間は「原子力規制検査など着手して間もない取組を定着させたり、グレーデッドアプローチ²の更なる適用やバックフィット制度³の更なる体系化を図ったりするなど、規制の根幹にある考え方を規制活動に定着・浸透させる期間」であり、「組織面では将来にわたって様々な規制ニーズに的確に対応し、安全規制を確実に行い続けるために、新たな課題にしなやかに対応できる組織作りを進める」ために、「形式に拘泥し安易に前例を踏襲する弊に陥らず、原子力規制庁の個々の職員が主体的に考え、課題に取り組むような組織文化を育む期間」と位置づけられ、「確実かつ継続的に実施する活動に関する目標に加えて、新たな取組や、10~20 年後も見据え、原子力規制委員会がミッションを果たし続けるためにこの 5 年間で備えるべきことに関する目標」が盛り込まれた。

原子力規制委員会では、第 2 期中期目標の実現に向けて、発足時に掲げた組織理念の下、原子炉等規制法について、最新知見に基づく規制の見直しを着実に進め、令和 2 年 4 月には原子力規制検査の本運用を開始する等、確実に取組を進めてきた。その過程で、グレーデッドアプローチに基づく規制の運用の具体化や、バックフィット制度の体系化も実施している。

令和 4 年 9 月 26 日に原子力規制委員会委員長及び原子力規制委員会委員が交代したのを機に、令和 4 年 10 月 26 日の第 47 回原子力規制委員会において、今後の原子力規制委員会の運営方針が議論された。議論において委員長から、東京電力福島第一原子力発電所事故踏まえて設置された原子力規制委員会は、引き続きその軸

¹ PDCA サイクルとは、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善）のプロセスを循環させる継続的改善の仕組みのこと。

² グレーデッドアプローチとは、安全上の重要度に応じた規制上の取扱いをいう。

³ バックフィット制度とは、新たな知見等を基準に反映すること等により、既設の原子力施設に対して最新の基準への適合を求める仕組みをいう。

を維持すべきであり、発足当初の組織理念を引き続き堅持すること、「情報発信と対話」「現場重視の規制」及び「原子力規制に関する人材の育成」に取り組むことが「規制の継続的改善」のために重要であり、これらとともに「国際機関による外部評価」を任命期間中の5年間では是非とも実施したい項目であるとの発言があった。委員との間でこの方針に同意が得られ、この中期目標期間中に具体的に取り組むべきことについて議論された。

こうした背景、経緯を踏まえ、第2期中期目標を改正することとした。

第1 中期目標期間

2020年4月1日から2025年3月31日までの5か年間とする。

第2 組織目標

原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること

第3 施策目標

1. 独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実

(基本的考え方)

- 原子力規制行政の独立性・中立性・透明性の確保、組織・業務の継続的改善、諸外国及び国際機関との連携・協力等を図る。
- 人材の確保・育成に努め、常に問いかけ続ける組織文化の育成・維持を図る。

(戦略)

(1) 原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践

- 独立性、中立性を堅持し、科学的・技術的な見地から意思決定を行う。中立性を確保するために定めた各種の行動規範を厳格に運用する。
- 透明性を確保するため、ホームページで発信する情報の整理や検索性の向上に取り組むとともに、意思決定のプロセスを含め、規制に関わる情報の適時・適切な開示を徹底し、説明責任を果たす。
- 国際アドバイザーとの意見交換などにより国内外の多様な意見に耳を傾けるとともに、事業者や地方公共団体等のステークホルダーとのコミュニケーションを継続的に改善する。
- 東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を、知識としてだけでなくその危機意識まで確実に次世代の職員に継承する。これにより前例主義に陥らず、常に問いかけ続ける組織文化を育成・維持する。
- 組織の各階層で安全のためのリーダーシップを發揮し、安全文化及び核セキュリティ文化の育成・維持に係る取組を進め、その現状を自己評価する。

(2) 規制業務を支える業務基盤の充実

- 原子力規制委員会がその責任を果たし、その職員及び組織の能力を維持・向上させ、その安全文化を育成・維持するため、マネジメントシステムを組織全体に

定着させる。その際、IRRS⁴の指摘なども踏まえ、職員が活用しやすく実質的な業務の改善につながるよう、継続的改善を進める。

- ・国際機関との協力、多国間の協力、二国間の協力を通じ、国内外における原子力安全、核セキュリティ、放射線防護の向上や保障措置の着実な実施に貢献する。令和6年に IPPAS⁵ミッションを受け入れるとともに、IRRS ミッションを受け入れることについても調整する。
- ・適切な公文書の作成及び整理等を行い、厳格な公文書管理と業務の効率性とともに実現する文書管理方法を構築し、定着させる。
- ・各地の原子力規制事務所等を含めた原子力規制委員会全体として、組織の持つポテンシャルを最大限に発揮し、かつ、組織全体の機能を中長期的に持続可能とするために必要な取組に留意して、組織構成及び人員配置等の資源配分を不斷に見直す。
- ・情報システムの利用による効率化等を通じ、管理的な業務に係る機能の充実を図る。
- ・訟務対応を関係機関と連携しつつ適切に行うとともに、所管行政が法的に適正に行われ、かつ、制度的な改善が弾力的かつ円滑に行われるよう、法的な判断を適切に行う。

(3) 職員の確保と育成

- ・職員は、組織理念にのっとり、その使命を実現するため、国家公務員としての高い倫理観を保持し、規律を守り、職務に専念するものとし、これを継続的に確保するため、組織を挙げて、職員の指導監督を厳正に行う。
- ・新卒者、経験者を適切に採用し、組織運営の安定性を確保する。また、原子力規制を志す者の裾野を拡大するための取組を行う。
- ・日々の OJT⁶に加え、国際会議等への積極的な参加、国際機関や海外の規制機関への職員派遣、研修の体系的整備、知識管理等により職員を育成する。職員の育成に当たっては、行政事務能力（法令事務、国際業務等）と原子力規制に必要な専門技術的能力（技術知識、緊急事態対応等）とのバランスを念頭において進め る。
- ・職員に適切なキャリアパスを提供し、その専門性や職責に応じた待遇を行うことにより、その能力を最大限に発揮させるよう努める。
- ・業務上の相談や助言が効果的に実施できるよう、技術的・専門的なアドバイスが実施できる部署・職員を明確にしつつ、柔軟で円滑な職員相互のコミュニケーションを確保する。

⁴ IRRS は、IAEA が加盟国の求めに応じ、原子力規制に関する法制度や組織を含む幅広い課題について総合的に評価し、提言等を行うこと。

⁵ IPPAS は、IAEA が加盟国の求めに応じ、核物質及びその他の放射性物質並びに関連する施設の核セキュリティに係る国の規制体系及び防護措置の実施状況をレビューし、核セキュリティの強化に資する助言等を行うこと。

⁶ OJT (On-the-Job Training) とは、業務を通じての教育訓練のこと。

ーションを実現するための環境の整備を進める。

- 「原子力規制委員会における安全研究の基本方針」を踏まえ、外部の研究組織との人事交流や共同研究等を通じ、研究環境の整備を図るとともに、研究職員の人材育成を図る。

2. 原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化

(基本的考え方)

- 原子力利用の安全の確保に向け、原子炉等規制法に係る規制を厳正かつ適切に実施する。
- 最新の科学的・技術的知見を取得するための安全研究を推進するとともに、国内外の情報の収集を行う。
- 原子炉等規制法に係る規制について継続的に改善する。
- 規制の運用から得られた知見を審査・検査、規制基準の継続的改善に最大限活かす。
- 原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースにおける取組を強化する。

(戦略)

(1) 原子炉等規制法に係る規制の実施

- 法定の審査及び検査を厳正かつ適切に実施することにより、規制対象の施設において、安全上重大な事象を発生させない。(核セキュリティ及び保障措置に係る目標(原子力安全とのインターフェースにおける取組の強化を含む。)は3.を参照)
- 事業者による安全性向上評価の運用改善に向けた検討を行うとともに、審査や検査などにおける事業者とのコミュニケーションを通じ、事業者の自主的取組を促進させる。
- 原子力施設のトラブルに関し、原因究明、再発防止策の評価等の対応を厳正かつ適切に行う。

(2) 安全研究の推進と規制基準の継続的改善

- 2.(4)に掲げる規制上の課題を踏まえた安全研究を行い、最新の科学的・技術的知見を蓄積する。また、国際共同研究を積極的に活用する。
- 国内外の最新知見を収集し、安全上重要なものを、適時、規制基準に反映する。
- 新規制基準適合性審査や新検査制度により得られた経験等をもとに、規制基準等について、具体化や明確化を図る。

(3) 改正原子炉等規制法の着実な施行

- 原子力規制検査について、円滑な立ち上げと早期の定着及び継続的改善を図り、検査の効果及び効率を向上させる。
- 事業者における品質管理体制等を強化するために改正した各種許認可制度を円滑に施行し、厳正かつ適切に運用する。

(4) 規制活動の継続的な改善及び新たな規制ニーズへの対応

- 原子力施設の審査状況・課題の明確化を図る。
- 審査を着実に進めていくため、審査プロセスの改善を継続的に行う。
- バックフィット制度について、令和4年度に策定した「バックフィットに係る基本的考え方」に基づき、円滑かつ効果的な運用を図る。
- 審査・検査における合理性・客観性を向上させるため、リスク情報を活用する手法等の検討・準備を進め、可能な分野からリスク情報の活用を進める。
- リスク情報や規制の運用から得られた知見を活用したグレーデッドアプローチの積極的な適用により、安全上の重要度に応じて規制要件などを見直す。
- 廃止措置が安全・確実に進められること、また、進められていることを審査、検査等によって確認していく。
- 事業者において様々な放射能レベル・核種の廃棄物の処理・処分やクリアランスを円滑に進めることができるよう、規制上の対応を進める。特に、ウラン廃棄物の処分については、実効的な基準等を整備する。また、最終処分の安全確保に関する安全研究を進める。
- IRRS で受けた勧告・提言について、規制の改善に取り組む。
- 高経年化した発電用原子炉の安全性を引き続き厳格に確認することができるよう、必要な法令面での整備を行う等制度の具体化を図り、適切に運用する。
- 開発・建設が検討されている新たな炉型について、その熟度に応じ、安全確保を図るために必要な規制基準の考え方を含め規制の在り方を検討する。

3. 核セキュリティ対策の推進と保障措置の着実な実施

(基本的考え方)

- 核セキュリティ対策を推進するとともに、国際約束に基づく保障措置の着実な実施のための規制その他の原子力の平和利用の確保のための規制を行う。
- 規制の運用から得られた知見等を踏まえ、核セキュリティ対策に係る規制を継続的に改善する。
- 原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースにおける取組を強化する。

(戦略)

(1) 核セキュリティ対策の推進

- 改正原子炉等規制法に基づく核物質防護に係る原子力規制検査について、円滑な立ち上げ、その定着を図るとともに、核物質防護規定の審査及び当該検査を厳正かつ適切に実施することにより、規制対象の施設において、核セキュリティ上重大な事象を発生させない。
- 放射性同位元素等の防護規制について、着実な実施及び定着を図ることにより、規制対象の施設において、核セキュリティ上重大な事象を発生させない。
- 国内外の動向や規制の運用から得られた知見等を踏まえ、核セキュリティ対策に係る規制を継続的に改善する。

(2) 保障措置の着実な実施

- 日・IAEA 保障措置協定等を誠実に履行することにより、保障措置拡大結論を維持する。
- 我が国の保障措置に係る取組を発信することにより、国際社会の信頼を獲得し、国際的な原子力の平和利用の確保に貢献する。

(3) 原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースにおける取組の強化

- 安全対策、核セキュリティ対策、保障措置は、それぞれが相互に干渉する場合があることから、業務上のルール策定等に継続的に取り組む。

4. 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全確保と事故原因の究明

(基本的考え方)

- 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視や事故の調査・分析等を着実に実施する。

(戦略)

(1) 廃炉に向けた取組の監視

- 実施計画の審査及び施設の検査を厳正かつ適切に行うとともに、規制当局として東京電力を指導して中期的・計画的にリスク低減を促進する。

(2) 事故の調査・分析

- 事故の分析を継続的に実施し、得られた知見を規制に反映させるとともに、海外にも積極的に発信し国際的な原子力の安全性向上に貢献する。
- 関係機関と積極的に連絡・調整を行い、廃炉作業と事故分析のための調査の整

合を図る。

(3) 放射線モニタリングの実施

- 事故後の対応として、総合モニタリング計画に基づく福島県を中心とする陸域・海域の放射線モニタリングを着実に実施し、国内外に分かりやすく情報提供する。

5. 放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施

(基本的考え方)

- 最新の科学的・技術的知見や規制の運用から得られた知見に基づく放射線防護対策を推進する。
- 放射性同位元素等の利用の安全の確保に向け、放射性同位元素等規制法に係る規制を厳正かつ適切に実施する。
- 放射性同位元素等規制法に係る規制を継続的に改善する。
- 東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓等を踏まえ、原子力災害対策指針など緊急時対応のための制度を継続的に改善する。
- 原子力規制委員会における平時・緊急時の危機管理体制を整備し、運用するとともに、放射線モニタリング体制を整備・維持する。

(戦略)

(1) 放射線防護対策の推進

- IAEA、国際放射線防護委員会（ICRP）等の最新の基準、安全研究の成果、放射線審議会の意見具申等を踏まえ、それらの知見の法令等への取り入れを進める。
- 岩石等に含まれる天然の放射性核種のうち濃度の高いものからの放射線防護の在り方について検討する。

(2) 放射性同位元素等規制法に係る規制の実施及び継続的改善

- 法定の審査及び検査を厳正かつ適切に実施することにより、規制対象の施設において、安全上重大な事象を発生させない。（放射性同位元素等規制法に関する核セキュリティに係る目標は3. を参照）
- 国内外から収集した最新の科学的・技術的知見や規制の運用から得られた知見のうち、安全上重要なものを、適時、規制基準に反映する。また、グレーデッドアプローチの積極的な適用などにより、規制体系とその運用を継続的に改善する。
- 医療分野の放射性同位元素の利用の進展と関係省庁の検討状況を踏まえ、必要に応じて規制の在り方を検討する。

(3) 原子力災害対策指針の継続的改善

- ・ 東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓、日頃の防災訓練における反省点、最新の知見等を踏まえ、原子力災害対策指針を継続的に改善するとともに、内閣府（原子力防災担当）等と連携して、それらのマニュアル類等への反映を図る。
- ・ 発電用原子炉及び再処理施設等の審査状況を踏まえ、緊急時活動レベルの見直しを検討する。

(4) 危機管理体制の整備・運用

- ・ 原子力規制委員会の危機管理体制について、緊急時に応する職員を適切に配置するなど即応態勢を維持するとともに、関連するマニュアルや、通信ネットワーク等の設備を整備・運用し、継続的に改善する。特に、環境放射線モニタリングの関連システムについては、クラウド化等による効率化に向けた検討を進める。複合災害、シビアアクシデントを含む様々なシナリオによる防災訓練を企画・立案・実施し、地方公共団体主催の訓練に積極的に参加することにより、緊急時対応能力の維持・向上に努める。また、IRRS の指摘を踏まえ、放射性物質の輸送時の緊急時対応訓練を関係省庁と連携して実施し、輸送に係る緊急時対応能力の向上に努める。
- ・ 原子力災害対策特別措置法に基づく事業者防災訓練の実施に加え、審査において想定していた事故シナリオにとらわれない多様な事故シナリオによる対応訓練の実施等により、事業者の緊急時対応能力の維持・向上を促す。
- ・ 原子力災害時の医療体制の一層の強化を図る。

(5) 放射線モニタリングの実施

- ・ 環境中の放射線及び放射性物質の水準を監視するとともに、関係者と連携して測定結果に関する情報提供を行う。
- ・ 緊急時モニタリングに係る訓練等を通じて、立地地域の緊急時モニタリング体制の強化を図る。

第 47 回原子力規制委員会（令和 4 年 10 月 26 日開催） における主な意見

令和 4 年 10 月 26 日に開催された、第 47 回原子力規制委員会議題 1 において、今後の原子力規制委員会の運営方針について、討議が行われた。討議での意見は以下のとおり。

《総論に係る意見》

- ・ 引き続き、東京電力福島原子力発電所事故の教訓に学び、原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ることを目指した現在の組織理念に基づいて活動する。
- ・ 下記の 5 つを重点的に取り組む
 1. 情報発信と対話
 2. 現場重視の規制
 3. 原子力規制に関する人材の育成
 4. 国際機関による外部評価
 5. 繼続的改善

《原子力規制委員会第 2 期中期目標に係る意見》

1. 独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実
 - (1) 原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践
 - ・ 住民、地元自治体、事業者については適切で分かりやすい対話に取り組む。また、関係機関（IAEA、QST 等）との対話も重視する。
 - ・ HP の検索性の向上等情報発信や対話の方法を改善する。
 - (2) 規制業務を支える業務基盤の充実
 - ・ I P P A S、I R R S による外部評価を受ける。
 - ・ 国際的な活動や議論に積極的に参加・貢献するとともに、国内施策の向上につなげる。
 - ・ 将来の業務を見通した組織構成及び人員配置を踏まえ、職員を確保・育成する。
 - (3) 職員の確保と育成
 - ・ 高度な知識を持つ人材の活用するため、人事配置を工夫するとともに、中途採用枠の活用や人材育成事業等により人材の流動性を確保し、専門性と活力を維持する。

2. 原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化

(1) 原子炉等規制法に係る規制の実施

- ・審査及び検査にあたり、重要な課題は委員長・委員が現場を見て判断する。

(2) 安全研究の推進と規制基準の継続的改善

- ・新検査制度を活かし、現場から得られる情報を基準等に反映する。

(4) 規制活動の継続的な改善及び新たな規制ニーズへの対応

- ・基準の策定やバックフィットの議論等、制度の改善・体系化を不断に進める。
- ・運転期間延長、新型炉の新設等の議論に対応できるよう、高経年炉や新設炉の安全基準の在り方を検討し、安全目標の議論も視野に入れ、規制として何を目指すか検討する。

3. 核セキュリティ対策の推進と保障措置の着実な実施

(1) 核セキュリティ対策の推進、(2) 保障措置の着実な実施

- ・核セキュリティ、保障措置についても現場重視で判断を行う。

(3) 原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースの強化

- ・セーフティ等とのインターフェースにも留意して核セキュリティ文化を醸成する。

4. 東京電力福島第一発電所の廃炉の安全確保と事故原因の究明

(2) 事故の分析

- ・東京電力福島第一原子力発電所事故の調査・分析を進める

5. 放射線防護及び緊急時対応の的確な実施

(2) 放射性同位元素等規制法に係る規制の実施及び継続的改善

- ・R Iについても現場重視で判断する。

原子力規制委員会
第2期中期目標

令和2年2月制定
令和5年 月改正
原子力規制委員会

※前文は全面改正、本文は一部改正です。
※本文の主な改正箇所に二重線を引いています。

前文

原子力規制委員会では、業務の継続的な改善を図り、原子力規制行政への信頼の向上につなげるため、平成 26 年 10 月から原子力規制委員会マネジメント規程（令和元年 12 月 18 日原規総発第 1912181 号）に基づき、組織の運営管理に関する統合的なマネジメントシステムを運用している。

マネジメントシステムでは、組織内のマネジメントを効果的・効率的に行う観点から、原子力規制委員会の多岐にわたる施策を体系化し、それらの方向性やプライオリティを示すものとして 5 年毎に中期目標を定め、更に当該中期目標を達成するための原子力規制委員会年度業務計画を毎年度定めることによって、業務の目標を具体化している。そして、その実施結果を評価することで、継続的に業務の PDCA サイクル¹を回している。

第 2 期中期目標は、2020 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日までの 5 か年を中期目標期間として制定された。第 2 期中期目標が制定された当時、当該中期目標期間は「原子力規制検査など着手して間もない取組を定着させたり、グレーデッドアプローチ²の更なる適用やバックフィット制度³の更なる体系化を図ったりするなど、規制の根幹にある考え方を規制活動に定着・浸透させる期間」であり、「組織面では将来にわたって様々な規制ニーズに的確に対応し、安全規制を確実に行い続けるために、新たな課題にしなやかに対応できる組織作りを進める」ために、「形式に拘泥し安易に前例を踏襲する弊に陥らず、原子力規制庁の個々の職員が主体的に考え、課題に取り組むような組織文化を育む期間」と位置づけられ、「確実かつ継続的に実施する活動に関する目標に加えて、新たな取組や、10～20 年後も見据え、原子力規制委員会がミッションを果たし続けるためにこの 5 年間で備えるべきことに関する目標」が盛り込まれた。

原子力規制委員会では、第 2 期中期目標の実現に向けて、発足時に掲げた組織理念の下、原子炉等規制法について、最新知見に基づく規制の見直しを着実に進め、令和 2 年 4 月には原子力規制検査の本運用を開始する等、確実に取組を進めてきた。その過程で、グレーデッドアプローチに基づく規制の運用の具体化や、バックフィット制度の体系化も実施している。

令和 4 年 9 月 26 日に原子力規制委員会委員長及び原子力規制委員会委員が交代したのを機に、令和 4 年 10 月 26 日の第 47 回原子力規制委員会において、今後の原子力規制委員会の運営方針が議論された。議論において委員長から、東京電力福島第一原子力発電所事故踏まえて設置された原子力規制委員会は、引き続きその軸

¹ PDCA サイクルとは、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善）のプロセスを循環させる継続的改善の仕組みのこと。

² グレーデッドアプローチとは、安全上の重要度に応じた規制上の取扱いをいう。

³ バックフィット制度とは、新たな知見等を基準に反映すること等により、既設の原子力施設に対して最新の基準への適合を求める仕組みをいう。

を維持すべきであり、発足当初の組織理念を引き続き堅持すること、「情報発信と対話」「現場重視の規制」及び「原子力規制に関する人材の育成」に取り組むことが「規制の継続的改善」のために重要であり、これらとともに「国際機関による外部評価」を任命期間中の5年間では是非とも実施したい項目であるとの発言があった。委員との間でこの方針に同意が得られ、この中期目標期間中に具体的に取り組むべきことについて議論された。

こうした背景、経緯を踏まえ、第2期中期目標を改正することとした。

第1 中期目標期間

2020年4月1日から2025年3月31日までの5か年間とする。

第2 組織目標

原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること

第3 施策目標

1. 独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実

(基本的考え方)

- 原子力規制行政の独立性・中立性・透明性の確保、組織・業務の継続的改善、諸外国及び国際機関との連携・協力等を図る。
- 人材の確保・育成に努め、常に問い合わせ続ける組織文化の育成・維持を図る。

(戦略)

(1) 原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践

- 独立性、中立性を堅持し、科学的・技術的な見地から意思決定を行う。中立性を確保するために定めた各種の行動規範を厳格に運用する。
- 透明性を確保するため、ホームページで発信する情報の整理や検索性の向上に取り組むとともに、意思決定のプロセスを含め、規制に関わる情報の適時・適切な開示を徹底し、説明責任を果たす。
- 国際アドバイザーとの意見交換などにより国内外の多様な意見に耳を傾けるとともに、事業者や地方公共団体等のステークホルダーとのコミュニケーションを継続的に改善する。
- 東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を、知識としてだけでなくその危機意識まで確実に次世代の職員に継承する。これにより前例主義に陥らず、常に問い合わせ続ける組織文化を育成・維持する。
- 組織の各階層で安全のためのリーダーシップを發揮し、安全文化及び核セキュリティ文化の育成・維持に係る取組を進め、その現状を自己評価する。

(2) 規制業務を支える業務基盤の充実

- 原子力規制委員会がその責任を果たし、その職員及び組織の能力を維持・向上させ、その安全文化を育成・維持するため、マネジメントシステムを組織全体に

定着させる。その際、IRRS⁴の指摘なども踏まえ、職員が活用しやすく実質的な業務の改善につながるよう、継続的改善を進める。

- ・国際機関との協力、多国間の協力、二国間の協力を通じ、国内外における原子力安全、核セキュリティ、放射線防護の向上や保障措置の着実な実施に貢献する。
令和6年に IPPAS⁵ミッションを受け入れるとともに、IRRS ミッションを受け入れることについても調整する。
- ・適切な公文書の作成及び整理等を行い、厳格な公文書管理と業務の効率性とともに実現する文書管理方法を構築し、定着させる。
- ・各地の原子力規制事務所等を含めた原子力規制委員会全体として、組織の持つポテンシャルを最大限に発揮し、かつ、組織全体の機能を中長期的に持続可能とするために必要な取組に留意して、組織構成及び人員配置等の資源配分を不斷に見直す。
- ・情報システムの利用による効率化等を通じ、管理的な業務に係る機能の充実を図る。
- ・訟務対応を関係機関と連携しつつ適切に行うとともに、所管行政が法的に適正に行われ、かつ、制度的な改善が弾力的かつ円滑に行われるよう、法的な判断を適切に行う。

(3) 職員の確保と育成

- ・職員は、組織理念にのっとり、その使命を実現するため、国家公務員としての高い倫理観を保持し、規律を守り、職務に専念するものとし、これを継続的に確保するため、組織を挙げて、職員の指導監督を厳正に行う。
- ・新卒者、経験者を適切に採用し、組織運営の安定性を確保する。また、原子力規制を志す者の裾野を拡大するための取組を行う。
- ・日々の OJT⁶に加え、国際会議等への積極的な参加、国際機関や海外の規制機関への職員派遣、研修の体系的整備、知識管理等により職員を育成する。職員の育成に当たっては、行政事務能力（法令事務、国際業務等）と原子力規制に必要な専門技術的能力（技術知識、緊急事態対応等）とのバランスを念頭において進めること。
- ・職員に適切なキャリアパスを提供し、その専門性や職責に応じた待遇を行うことにより、その能力を最大限に発揮させるよう努める。
- ・業務上の相談や助言が効果的に実施できるよう、技術的・専門的なアドバイスが実施できる部署・職員を明確にしつつ、柔軟で円滑な職員相互のコミュニケーションを確保する。

⁴ IRRS は、IAEA が加盟国の求めに応じ、原子力規制に関する法制度や組織を含む幅広い課題について総合的に評価し、提言等を行うこと。

⁵ IPPAS は、IAEA が加盟国の求めに応じ、核物質及びその他の放射性物質並びに関連する施設の核セキュリティに係る国の規制体系及び防護措置の実施状況をレビューし、核セキュリティの強化に資する助言等を行うこと。

⁶ OJT (On-the-Job Training) とは、業務を通じての教育訓練のこと。

ーションを実現するための環境の整備を進める。

- 「原子力規制委員会における安全研究の基本方針」を踏まえ、外部の研究組織との人事交流や共同研究等を通じ、研究環境の整備を図るとともに、研究職員の人材育成を図る。

2. 原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化

(基本的考え方)

- 原子力利用の安全の確保に向け、原子炉等規制法に係る規制を厳正かつ適切に実施する。
- 最新の科学的・技術的知見を取得するための安全研究を推進するとともに、国内外の情報の収集を行う。
- 原子炉等規制法に係る規制について継続的に改善する。
- 規制の運用から得られた知見を審査・検査、規制基準の継続的改善に最大限活かす。
- 原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースにおける取組を強化する。

(戦略)

(1) 原子炉等規制法に係る規制の実施

- 法定の審査及び検査を厳正かつ適切に実施することにより、規制対象の施設において、安全上重大な事象を発生させない。(核セキュリティ及び保障措置に係る目標 (原子力安全とのインターフェースにおける取組の強化を含む。) は3. を参照)
- 事業者による安全性向上評価の運用改善に向けた検討を行うとともに、審査や検査などにおける事業者とのコミュニケーションを通じ、事業者の自主的取組を促進させる。
- 原子力施設のトラブルに関し、原因究明、再発防止策の評価等の対応を厳正かつ適切に行う。

(2) 安全研究の推進と規制基準の継続的改善

- 2. (4) に掲げる規制上の課題を踏まえた安全研究を行い、最新の科学的・技術的知見を蓄積する。また、国際共同研究を積極的に活用する。
- 国内外の最新知見を収集し、安全上重要なものを、適時、規制基準に反映する。
- 新規制基準適合性審査や新検査制度により得られた経験等をもとに、規制基準等について、具体化や明確化を図る。

(3) 改正原子炉等規制法の着実な施行

- 原子力規制検査について、円滑な立ち上げと早期の定着及び継続的改善を図り、検査の効果及び効率を向上させる。
- 事業者における品質管理体制等を強化するために改正した各種許認可制度を円滑に施行し、厳正かつ適切に運用する。

(4) 規制活動の継続的な改善及び新たな規制ニーズへの対応

- 原子力施設の審査状況・課題の明確化を図る。
- 審査を着実に進めていくため、審査プロセスの改善を継続的に行う。
- バックフィット制度について、令和4年度に策定した「バックフィットに係る基本的考え方」に基づき、円滑かつ効果的な運用を図る。
- 審査・検査における合理性・客観性を向上させるため、リスク情報を活用する手法等の検討・準備を進め、可能な分野からリスク情報の活用を進める。
- リスク情報や規制の運用から得られた知見を活用したグレーデッドアプローチの積極的な適用により、安全上の重要度に応じて規制要件などを見直す。
- 廃止措置が安全・確実に進められること、また、進められていることを審査、検査等によって確認していく。
- 事業者において様々な放射能レベル・核種の廃棄物の処理・処分やクリアランスを円滑に進めることができるよう、規制上の対応を進める。特に、ウラン廃棄物の処分については、実効的な基準等を整備する。また、最終処分の安全確保に関する安全研究を進める。
- IRRS で受けた勧告・提言について、規制の改善に取り組む。
- 高経年化した発電用原子炉の安全性を引き続き厳格に確認することができるよう、必要な法令面での整備を行う等制度の具体化を図り、適切に運用する。
- 開発・建設が検討されている新たな炉型について、その熟度に応じ、安全確保を図るために必要な規制基準の考え方を含め規制の在り方を検討する。

3. 核セキュリティ対策の推進と保障措置の着実な実施

(基本的考え方)

- 核セキュリティ対策を推進するとともに、国際約束に基づく保障措置の着実な実施のための規制その他の原子力の平和利用の確保のための規制を行う。
- 規制の運用から得られた知見等を踏まえ、核セキュリティ対策に係る規制を継続的に改善する。
- 原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースにおける取組を強化する。

(戦略)

(1) 核セキュリティ対策の推進

- 改正原子炉等規制法に基づく核物質防護に係る原子力規制検査について、円滑な立ち上げ、その定着を図るとともに、核物質防護規定の審査及び当該検査を厳正かつ適切に実施することにより、規制対象の施設において、核セキュリティ上重大な事象を発生させない。
- 放射性同位元素等の防護規制について、着実な実施及び定着を図ることにより、規制対象の施設において、核セキュリティ上重大な事象を発生させない。
- 国内外の動向や規制の運用から得られた知見等を踏まえ、核セキュリティ対策に係る規制を継続的に改善する。

(2) 保障措置の着実な実施

- 日・IAEA 保障措置協定等を誠実に履行することにより、保障措置拡大結論を維持する。
- 我が国の保障措置に係る取組を発信することにより、国際社会の信頼を獲得し、国際的な原子力の平和利用の確保に貢献する。

(3) 原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースにおける取組の強化

- 安全対策、核セキュリティ対策、保障措置は、それぞれが相互に干渉する場合があることから、業務上のルール策定等に継続的に取り組む。

4. 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全確保と事故原因の究明

(基本的考え方)

- 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視や事故の調査・分析等を着実に実施する。

(戦略)

(1) 廃炉に向けた取組の監視

- 実施計画の審査及び施設の検査を厳正かつ適切に行うとともに、規制当局として東京電力を指導して中期的・計画的にリスク低減を促進する。

(2) 事故の調査・分析

- 事故の分析を継続的に実施し、得られた知見を規制に反映させるとともに、海外にも積極的に発信し国際的な原子力の安全性向上に貢献する。
- 関係機関と積極的に連絡・調整を行い、廃炉作業と事故分析のための調査の整

合を図る。

(3) 放射線モニタリングの実施

- 事故後の対応として、総合モニタリング計画に基づく福島県を中心とする陸域・海域の放射線モニタリングを着実に実施し、国内外に分かりやすく情報提供する。

5. 放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施

(基本的考え方)

- 最新の科学的・技術的知見や規制の運用から得られた知見に基づく放射線防護対策を推進する。
- 放射性同位元素等の利用の安全の確保に向け、放射性同位元素等規制法に係る規制を厳正かつ適切に実施する。
- 放射性同位元素等規制法に係る規制を継続的に改善する。
- 東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓等を踏まえ、原子力災害対策指針など緊急時対応のための制度を継続的に改善する。
- 原子力規制委員会における平時・緊急時の危機管理体制を整備し、運用するとともに、放射線モニタリング体制を整備・維持する。

(戦略)

(1) 放射線防護対策の推進

- IAEA、国際放射線防護委員会（ICRP）等の最新の基準、安全研究の成果、放射線審議会の意見具申等を踏まえ、それらの知見の法令等への取り入れを進める。
- 岩石等に含まれる天然の放射性核種のうち濃度の高いものからの放射線防護の在り方について検討する。

(2) 放射性同位元素等規制法に係る規制の実施及び継続的改善

- 法定の審査及び検査を厳正かつ適切に実施することにより、規制対象の施設において、安全上重大な事象を発生させない。（放射性同位元素等規制法に関する核セキュリティに係る目標は3. を参照）
- 国内外から収集した最新の科学的・技術的知見や規制の運用から得られた知見のうち、安全上重要なものを、適時、規制基準に反映する。また、グレーデッドアプローチの積極的な適用などにより、規制体系とその運用を継続的に改善する。
- 医療分野の放射性同位元素の利用の進展と関係省庁の検討状況を踏まえ、必要に応じて規制の在り方を検討する。

(3) 原子力災害対策指針の継続的改善

- ・ 東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓、日頃の防災訓練における反省点、最新の知見等を踏まえ、原子力災害対策指針を継続的に改善するとともに、内閣府（原子力防災担当）等と連携して、それらのマニュアル類等への反映を図る。
- ・ 発電用原子炉及び再処理施設等の審査状況を踏まえ、緊急時活動レベルの見直しを検討する。

(4) 危機管理体制の整備・運用

- ・ 原子力規制委員会の危機管理体制について、緊急時に応する職員を適切に配置するなど即応態勢を維持するとともに、関連するマニュアルや、通信ネットワーク等の設備を整備・運用し、継続的に改善する。特に、環境放射線モニタリングの関連システムについては、クラウド化等による効率化に向けた検討を進める。複合災害、シビアアクシデントを含む様々なシナリオによる防災訓練を企画・立案・実施し、地方公共団体主催の訓練に積極的に参加することにより、緊急時対応能力の維持・向上に努める。また、IRRS の指摘を踏まえ、放射性物質の輸送時の緊急時対応訓練を関係省庁と連携して実施し、輸送に係る緊急時対応能力の向上に努める。
- ・ 原子力災害対策特別措置法に基づく事業者防災訓練の実施に加え、審査において想定していた事故シナリオにとらわれない多様な事故シナリオによる対応訓練の実施等により、事業者の緊急時対応能力の維持・向上を促す。
- ・ 原子力災害時の医療体制の一層の強化を図る。

(5) 放射線モニタリングの実施

- ・ 環境中の放射線及び放射性物質の水準を監視するとともに、関係者と連携して測定結果に関する情報提供を行う。
- ・ 緊急時モニタリングに係る訓練等を通じて、立地地域の緊急時モニタリング体制の強化を図る。